

議案第9号

鹿屋市部等設置条例の一部改正について

鹿屋市部等設置条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月21日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市部等設置条例の一部を改正する条例

鹿屋市部等設置条例（平成18年鹿屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中キをクとし、カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 企業の立地及び誘致に関すること。

第2条第5号カを削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

令和6年4月1日からの鹿屋市組織の再編に伴い、企業の立地及び誘致に関する事務を市長公室に移管したいので、本案を提出するものである。